

三井住友信託ダイレクト振込規定

第1条 適用範囲

三井住友信託ダイレクト取引規定に定める契約者が、当社または他の金融機関の国内本支店における預金口座あてのテレフォンバンキングによる振込取引（以下、「テレフォンバンキング振込取引」という。）またはインターネットバンキングによる振込取引（以下、「インターネットバンキング振込取引」といい、テレフォンバンキング振込取引とインターネットバンキング振込取引を総称して、「ダイレクト振込取引」という。）を行う際は、三井住友信託ダイレクト取引規定の他、この規定により取り扱います。

第2条 ダイレクト振込取引

1. ダイレクト振込取引は、当社が別途定める範囲内で契約者が設定する、1日あたりのダイレクト振込取引の振込金額合計額の上限（以下、「1日の振込上限金額」という。）内で行うことができます。なお、入金口座無しの事由により依頼日の当日中の振込資金が既に返却されている場合には、当該額は振込金額合計額には算入されません。ダイレクト振込取引の依頼は、当社所定のご利用時間内に受け付けます。
2. 1日の振込上限金額について、契約者は、当社が別途定める範囲内で任意に設定・変更できるものとします。変更については、当社所定の方法、または三井住友信託ダイレクト取引規定に定めるところにより受け付けます。この変更による1日の振込上限金額は当社における登録手続きの完了後適用されます。
3. ダイレクト振込取引はすべて電信扱いによるものとします。
4. テレフォンバンキング振込取引にあたっては、当社所定の方法により、その依頼事項および確認番号をオペレーターに正確に伝えて下さい。当社は、オペレーターに告げられた事項を依頼内容とします。依頼内容について不備があった場合、これによって生じた損害について当社は何ら責任を負いません。
5. インターネットバンキング振込取引にあたっては、当社所定の方法により、その依頼事項および確認番号を端末に正確に入力し、当社あて送信して下さい。当社は、受信した依頼事項を依頼内容とします。依頼内容について不備があった場合、これによって生じた損害について当社は何ら責任を負いません。また、資金移動を伴わない振込先の口座確認を当社が定める回数を連続して行った場合は、振込先の口座確認を停止します（振込取引は停止されません）。ただし、口座確認が停止されていない場合であっても入金口座の金融機関・口座の状況によっては口座確認出来ないことがあります。
6. ダイレクト振込取引の依頼にあたっては、振込資金、振込手数料その他この取引に関連して必要となる手数料（以下、「振込資金等」という。）を入金のうえ、依頼をするものとします。

第3条 取引日付

1. インターネットバンキング振込取引にあたっては、振込取引の実施日は、原則として受付日当日とします。ただし、取引の依頼内容の確定時点で当社が別途定める当日手続締切時間を過ぎている場合、または、入金口座の金融機関・入金口座の状況等によっては翌営業日扱とします。
2. テレフォンバンキング振込取引にあたっては、当社が別途定める当日手続締切時間までに依頼を受け付けたダイレクト振込取引については、ダイレクト振込取引の依頼を受け付けた当日付にて取り扱うことを原則とします。当日手続締切時間を過ぎて依頼を受け付けた振込取引については、翌営業日付での取り扱いとなります。
3. 同一日に依頼された全ての振込取引について、その取扱日に関わらず、振込金額合計額は、1日の振込上限金額を超えないものとします。
4. ダイレクト振込取引の受付時点で取引内容が確定できない等の事由により手続きができない場合は、

手続きが可能となった日付での取り扱いとなります。

第4条 振込契約の成立

1. 振込契約は、当社がダイレクト振込取引の依頼に基づき払出依頼のあった契約者名義の預金等（以下「払出口座」という。）から振込資金等を払い戻したときに成立するものとします。当社は振込資金等を、払出口座に係る各種規定にかかわらず、通帳、払出請求書（自動引落の依頼書を含む）の提出なしに自動的に引き落します。なお、入金口座無し等の事由により、振込資金が返却されることとなる場合も、一旦成立した振込契約は不成立とはならず、第2条第1項および第6条第3項が適用されるものとします。
2. テレフォンバンキング振込取引の依頼を当社が受け付けた後は、原則として、テレフォンバンキングによる依頼内容の変更、依頼の取りやめはできません。振込契約成立後にその依頼内容を変更する場合または、その依頼を取りやめる場合には、当社の三井住友信託ダイレクト担当部署または取引店（三井住友信託ダイレクト取引規定に定める取引店をいう。以下同じ）の窓口において第7条所定の手続きにより取り扱います。
3. インターネットバンキング振込取引の依頼を当社が受け付けた後は、原則として、インターネットバンキングによる依頼内容の変更、依頼の取りやめはできません。振込契約成立後にその依頼内容を変更する場合または、その依頼を取りやめる場合には、当社の三井住友信託ダイレクト担当部署または取引店の窓口において第7条所定の手続きにより取り扱います。
4. 当社が、テレフォンバンキング振込取引を行った場合には、その翌営業日に取引確認書を発行するものとします。また、インターネットバンキング振込取引を行った場合には、手続きの都度、お取引履歴等の表示画面に反映するものとします。手続きの都度、振込資金受取書または振込受付書等の交付は行いません。

第5条 振込通知の発信

振込契約が成立したときは、当社は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに振込通知を発信します。

第6条 取引内容の照会等

1. 受取人の預金口座に振込金の入金が行われていない場合には、すみやかに当社の三井住友信託ダイレクト取引担当部署または取引店に照会して下さい。この場合には、振込先の金融機関に照会するなどの調査をし、その結果を報告します。
2. 当社が発信した振込通知について振込先の金融機関から照会があった場合には、当社から依頼内容について照会することがあります。この場合には、すみやかに回答して下さい。当社からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これによって生じた損害については、当社は何ら責任を負いません。
3. 振込先の金融機関から入金口座なし等の事由により振込資金が返却された場合には、当該振込資金は、契約者の普通預金口座に入金されるものとします。

第7条 依頼内容の変更・組戻し

1. ダイレクト振込取引について、振込契約の成立後にその依頼内容を変更する場合またはその依頼を取りやめる場合には、当社の三井住友信託ダイレクト取引担当部署または取引店の窓口において次の訂正または組戻しの手続きにより取り扱います。
 - (1) 訂正または組戻しの依頼にあたっては、当社所定の依頼書に記名押印のうえ、提出して下さい。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - (2) 当社は当社所定の依頼書に従って、訂正または組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - (3) 組戻しされた振込資金は、組戻し依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当社所定の受取書に記名押印の上、取引店に提出して下さい。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

2. 前項の訂正または組戻しの取り扱い、ならびに組戻しされた振込資金の返却について、当社所定の書類に使用された印影を当社が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて手続きしたのについては、それによって生じた損害について当社は何ら責任を負いません。
3. 第1項の場合において、振込先の金融機関にすでに振込通知を当社が発信したときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第8条 通知・照会の連絡先

1. ダイレクト振込取引について、契約者に通知・照会をする場合には、当社に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレス等を連絡先とします。
2. 前項において、連絡先の記載の不備または電話の不通等によって通知・照会をすることができなくなっても、これによって生じた損害については、当社は何ら責任を負いません。

第9条 手数料

1. ダイレクト振込取引の受け付けにあたっては、当社所定の振込手数料をいただきます。
2. 第7条第1項による振込契約の訂正または組戻しにあたっては、当社所定の組戻手数料をいただきます。
3. この取引について、特別の依頼により要した費用は、別途いただきます。

第10条 災害等による免責

次の各号の事由により振込資金の入金不能、入金遅延等があっても、これによって生じた損害については、当社は何ら責任を負いません。

- (1) 災害・事変、輸送途中の事故、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
- (2) 当社または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
- (3) 当社以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
- (4) 契約者が契約しているプロバイダー（インターネット接続事業者）等の障害が生じたとき
- (5) やむを得ない事由により本サービスに関係する回線の工事等が発生し、取り扱いを一時停止、または中止したとき

第11条 譲渡、質入れの禁止

ダイレクト振込取引にもとづく契約者の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

第12条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト取引規定その他の規定、当社の定める手続き、取引慣例等により取り扱います。

第13条 規定の変更

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。
3. 契約者は、本規定についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。

以 上